

女子差別撤廃条約（CEDAW）の実施状況のフォローアップについて

男女共同参画局

女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of

Discrimination against Women : CEDAW）は、女性・女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約であり、1979年に国連において採択され、1981年に発効（我が国は1985年批准）。

女子差別撤廃条約の締約国は、同条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について定期的に国連に報告を行い、女子差別撤廃委員会の審査を受け、同委員会は当該審査を踏まえ、締約国に対し「勧告」を含む最終見解を発出することとなっている。

平成28年（2016年）3月7日、我が国の女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が発出されたところ、同見解では、平成30年（2018年）3月まで（最終見解から2年以内）に以下の3項目の実施状況についてフォローアップを行い、同委員会へ報告書を提出するよう要請されている。

【女子差別撤廃委員会の最終見解（平成28年（2016年）3月7日）（仮訳・抄）】

（フォローアップ項目）

13. 委員会は、これまでの勧告を改めて表明するとともに、以下について遅滞なきよう要請する。

(a)民法を改正し、女性の婚姻適齢を男性と同じ18歳に引き上げること、女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること、及び女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止すること

21. 委員会は、前回の勧告を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。

(d)アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、

(e)差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

（最終見解フォローアップ）

55. 委員会は、上記第13(a)及び21(d)・(e)パラグラフに含まれる勧告を実施するために取った措置について書面による情報を2年以内に提出するよう締約国に要請する。

女子差別撤廃委員会最終見解フォローアップ

骨子（案）

総論：フォローアップの基本方針・考え方

- ・フォローアップ作成の経緯

パラ 13 (a) について

- ・女性の婚姻適齢引上げに向けた民法改正の検討状況について
- ・選択的夫婦別氏制度について
- ・民法の一部を改正する法律（再婚禁止期間の短縮等）について
- ・旧姓の通称としての使用の拡大について

パラ 21 (d) 及び (e) について

- ・第4次男女共同参画基本計画に基づく取組
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行を含むいわゆるヘイトスピーチの解消に向けた取組について
- ・部落差別の解消の推進に関する法律の施行を含む同和問題（部落差別）の解消に向けた取組について
- ・アイヌ関連政策の現状について

内閣府（男女局総務課）配布資料

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抄）

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<基本的考え方>

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要である。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子供への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要である。

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める。

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図る。</p> <p>また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>① 高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するとともに、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を着実に推進する。</p> <p>② 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置の着実な実施やシルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。</p> <p>③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命の延伸を実現する。</p> <p>④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。</p> <p>⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することがないなど住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成27年1月27日厚生労働省公表）に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。</p> <p>⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。</p> <p>⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。</p> <p>⑧ 企業等による、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発等を支援する。</p> <p>⑨ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等を踏まえ高齢者虐待防止の取組を推進する。</p>	<p>厚生労働省、関係府省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省、関係府省</p> <p>厚生労働省、関係府省</p> <p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省</p> <p>総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省</p> <p>厚生労働省、関係府省</p>

<p>⑩ 消費者被害に遭いやすい高齢者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする高齢者の消費者被害の防止を図る。</p>	<p>消費者庁、関係府省</p>
<p>⑪ 上記のほか、「高齢社会対策大綱」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）に基づき必要な取組を推進する。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備</p>	
<p>① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。平成 28 年 4 月施行。）等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。</p>	<p>厚生労働省、関係府省</p>
<p>③ 消費者被害に遭いやすい障害者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする障害者の消費者被害の防止を図る。</p>	<p>消費者庁、関係府省</p>
<p>④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省</p>
<p>⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）や障害者雇用対策基本方針（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 137 号）等を踏まえた就労支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>⑦ 上記のほか、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、「障害者基本計画」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定）に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備</p>	
<p>① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。</p>	<p>総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省</p>
<p>② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>成等を含め、適切に支援する。</p> <p>③ 「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、人身取引対策の取組を推進する。</p> <p>エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p> <p>① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。</p> <p>また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。</p> <p>さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備する。</p> <p>その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。</p>	<p>内閣官房、関係府省</p> <p>内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
--	--

法務省配布資料

民法の一部を改正する法律案要綱

第一 婚姻の成立

一 婚姻適齢

婚姻は、満十八歳にならなければ、これを行うことができないものとする。

二 再婚禁止期間

- 1 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚を行うことができないものとする。
- 2 女が前婚の解消又は取消しの日以後に出産したときは、その出産の日から、1を適用しないものとする。

第二 婚姻の取消し

一 再婚禁止期間違反の婚姻の取消し

第一、二に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができないものとする。

第三 夫婦の氏

- 一 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。
- 二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

第四 子の氏

一 嫡出である子の氏

嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は父母が第三、二により子が称する氏として定めた父若しくは母の氏を称するものとする。

二 養子の氏

- 1 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、養親が第三、二により子が称する氏として定めた氏）を称するものとする。
- 2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、1にかかわらず、養親とその配偶者が第三、二により子が称する氏として定めた氏を称するものとする。
- 3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、1、2を適用しないものとする。

三 子の氏の変更

- 1 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、子の父母が氏を異にする夫婦であって子が未成年であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これを行うことができないものとする。
- 2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができるものとする。
- 3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が第三、二によって子が称する氏として定められた父又は母の氏と異なる氏を称するときは、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでないものとする。
- 4 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1から3までの行為を行うことができるものとする。
- 5 1から4までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができるものとする。

第五 夫婦間の契約取消権

第七百五十四条の規定は、削除するものとする。

第六 協議上の離婚

一 子の監護に必要な事項の定め

- 1 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。
- 2 1の協議が調わないとき、又は協議を行うことができないときは、家庭裁判所が、1の事項を定めるものとする。
- 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、1又は2による定めを変更し、その他の監護について相当な処分を命ずることができるものとする。
- 4 1から3までは、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがないものとする。

二 離婚後の財産分与

- 1 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができるものとする。

- 2 1による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるものとする。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでないものとする。
- 3 2の場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその協力によって取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し、又は維持するについての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

第七 裁判上の離婚

- 一 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができるものとする。ただし、（ア）又は（イ）に掲げる場合については、婚姻関係が回復の見込みのない破綻に至っていないときは、この限りでないものとする。
 - （ア） 配偶者に不貞な行為があったとき。
 - （イ） 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
 - （ウ） 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
 - （エ） 夫婦が五年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。
 - （オ） （ウ）、（エ）のほか、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。
- 二 裁判所は、一の場合であっても、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、離婚の請求を棄却することができるものとする。（エ）又は（オ）の場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも同様とするものとする。
- 三 第七百七十条第二項を準用する第八百十四条第二項（裁判上の離縁における裁量棄却条項）は、現行第七百七十条第二項の規定に沿って書き下ろすものとする。

第八 失踪宣告による婚姻の解消

- 一 夫婦の一方が失踪の宣告を受けた後他の一方が再婚をしたときは、再婚後にされた失踪の宣告の取消しは、失踪の宣告による前婚の解消の効力に影響を及ぼさないものとする。
- 二 一の場合には、前婚による姻族関係は、失踪の宣告の取消しによって終了するものとする。ただし、失踪の宣告後その取消し前にされた第七百二十八条第二項（姻族関係の終了）の意思表示の効力を妨げないものとする。
- 三 第七百五十一条（生存配偶者の復氏等）の規定は、一の場合にも、適用するものとする。

四 第六、一及び二は一の場合について、第七百六十九条（祭具等の承継）の規定は二本文の場合について準用するものとする。

第九 失踪宣告の取消しと親権

- 一 父母の婚姻中にその一方が失踪の宣告を受けた後他の一方が再婚をした場合において、再婚後に失踪の宣告が取り消されたときは、親権は、他の一方がこれを行うものとする。
- 二 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができるものとする。

第十 相続の効力

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする。

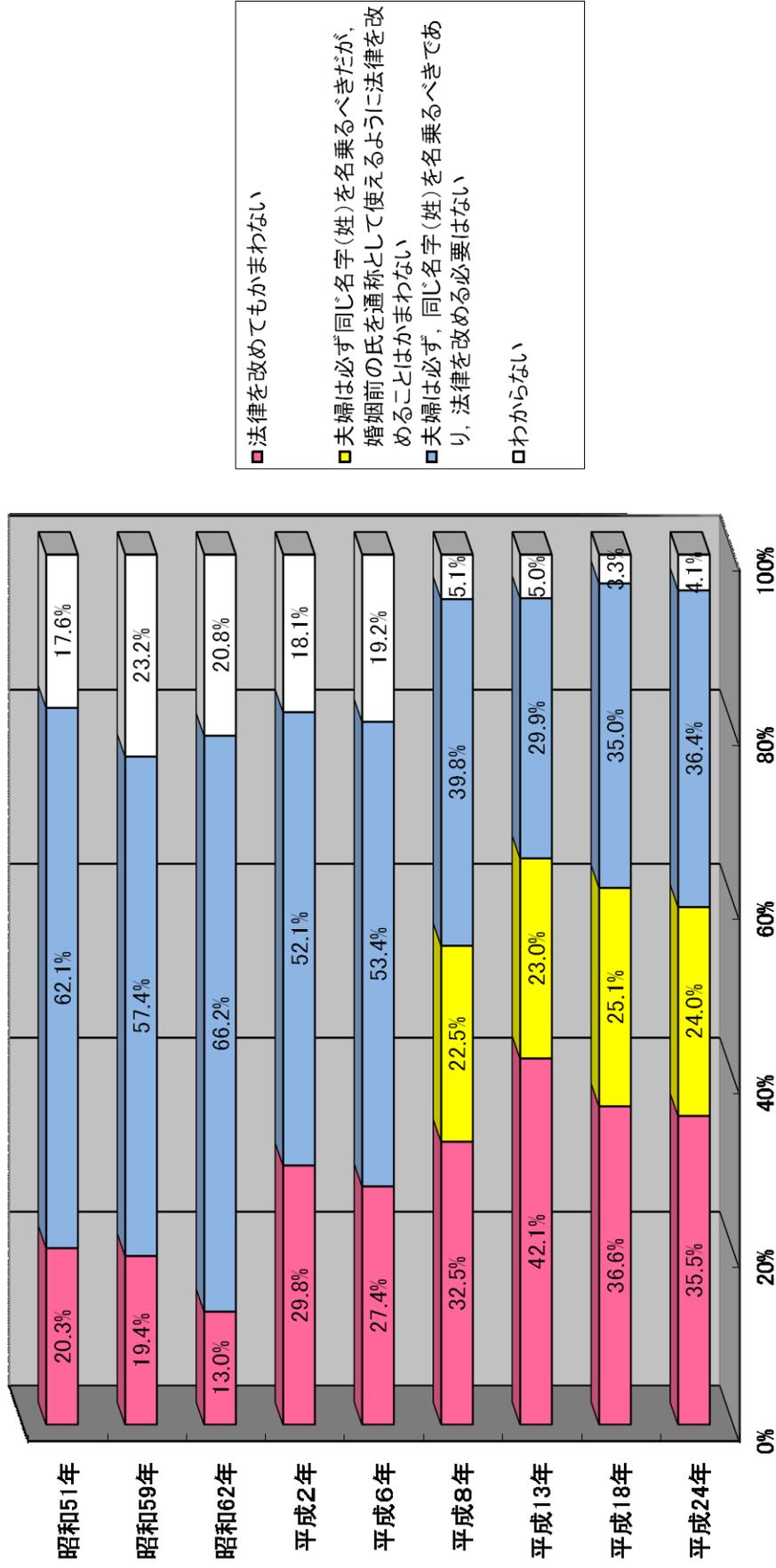
第十一 戸籍法の改正

民法の改正に伴い、戸籍法に所要の改正を加えるものとする。

第十二 経過措置

- 一 婚姻適齢に関する経過措置
改正法の施行の際満十六歳に達している女は、第一、一にかかわらず、婚姻をすることができるものとする。
- 二 夫婦の氏に関する経過措置
 - 1 改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から一年以内に2により届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができるものとする。
 - 2 1によって婚姻前の氏に復しようとする者は、改正後の戸籍法の規定に従って、配偶者とともにその旨を届け出なければならないものとする。
 - 3 1により夫又は妻が婚姻前の氏に復することとなったときは、改正後の民法及び戸籍法の規定の適用については、婚姻の際夫婦が称する氏として定めた夫又は妻の氏を第三、二による子が称する氏として定めた氏とみなすものとする。
- 三 相続の効力に関する経過措置
改正法の施行前に開始した相続に関しては、なお、改正前の民法の規定を適用するものとする。
- 四 その他本改正に伴う所要の経過措置を設けるものとする。

選択的夫婦別氏制度に関する世論調査結果（総数比較）



女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しから6か月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を100日に改める等の措置を講ずる。

法律の具体的内容

再婚禁止期間の短縮等

- ① 民法第733条第1項の定める再婚禁止期間を6か月から100日に短縮するものとする。
- ② 民法第733条第2項を改め、次の場合には再婚禁止期間の規定を適用しないものとする。
 - ア 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合
 - イ 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合

再婚禁止期間内にした婚姻の取消し

民法第746条を改め、再婚禁止期間の規定に違反した婚姻について、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して100日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができないこととする。

(参考)民法

(再婚禁止期間)

第733条 女は、前婚の解消又は取消しの日から6か月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

- 2 女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

(再婚禁止期間内にした婚姻の取消し)

第746条 第733条の規定に違反した婚姻は、

前婚の解消若しくは取消しの日から6か月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 基本的施策（第五条―第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあつてはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通して、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進

一

二

すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

三

四

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

五

衆議院法務委員会附帯決議

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する

附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であつても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によつて差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

右決議する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

一

二

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三

衆議院法務委員会附帯決議

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 一 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 二 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

内閣官房アイヌ総合政策室
配布資料

アイヌ政策の概要（平成30年度予算概算要求額）について

平成29年8月31日
内閣官房アイヌ総合政策室

- (注1) [] の数字は、対前年度比を表示。
(注2) 予算額を特定できない施策の予算額は含まない。
(注3) 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

平成30年度アイヌ政策関係概算要求額合計 **8,238百万円 [2.94]**

1. 「民族共生象徴空間」の具体化

7,411百万円 [3.73]

○中核区域（博物館・公園）の整備及び開業準備 **7,224百万円 [3.93]**
【文部科学省・国土交通省】
〔うち文部科学省 4,270百万円、国土交通省 2,954百万円〕

- ・国立アイヌ民族博物館の建設、展示工事費
- ・国立民族共生公園の整備
- ・開業準備のための経費

○アイヌの遺骨等の慰霊及び管理のための施設の整備 **173百万円 [1.34]**
【国土交通省】

- ・慰霊施設の整備

○大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する調査研究 **13百万円 [1.44]**
【文部科学省】

- ・大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等の在り方に係る調査研究、検討

2. アイヌ文化の振興、普及啓発

349百万円 [1.03]

○アイヌ文化財団への補助等 **327百万円 [1.01]**
【文部科学省・国土交通省】
〔うち文部科学省 224百万円、国土交通省 104百万円〕

- ・アイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、指定法人であるアイヌ文化財団に対し補助金を交付

○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究 **22百万円 [1.47]**
【文部科学省】

- ・アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業

3. アイヌ生活向上等

436百万円 [0.98]

(1) 北海道内施策

アイヌの人々の社会的・経済的な地位の向上を図るため、北海道が実施するアイヌ生活向上関連施策の推進を支援

○修学の支援（高校生、大学生等に対する奨学金等） 86百万円 [0.95]
【文部科学省】

○雇用・生活の安定（職業相談等の就職支援、生活館の運営等） 121百万円 [1.02]
【厚生労働省】

○農林漁業の振興（経営近代化施設の整備等に対する補助） 217百万円 [1.00]
【農林水産省】

○中小企業の産業振興（民工芸品展示会、研修会開催等に対する補助） 7百万円 [1.00]
【経済産業省】

○生活環境の改善（住宅新築資金等の貸付事業に対する支援） 【国土交通省】

(2) 全国的見地からの施策

○修学の支援（大学生等に対する奨学金） 【文部科学省】

○生活の安定（生活相談） 4百万円 [1.00]
【厚生労働省】

4. その他

42百万円 [1.39]

○海外のアイヌ遺骨に関する調査 9百万円 [新規]
【内閣官房】

・海外の博物館等に保管されているアイヌ遺骨の返還に向けた手続き等に係る調査

○アイヌの人々の人権擁護の観点からの啓発 4百万円 [1.00]
【法務省】

・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくすため、インターネットのバナー広告を活用し、アイヌの人々に対する国民理解を促進

○アイヌ政策推進会議の開催等に係る経費 29百万円 [1.10]
【内閣官房】

・アイヌ政策推進会議の開催等により、総合的・効果的なアイヌ政策を推進

○北海道大学におけるアイヌ・先住民との文化的共生に関する総合的・実践的研究 【文部科学省】

・北海道大学において、アイヌ・先住民に関する総合的・実践的研究を実施

○標識等におけるアイヌ語地名や地名由来の表記促進 【環境省】

・国立公園内の標識等において、アイヌ語地名や地名由来の表記を促進

内閣府（男女局調査課）配布資料

「女性活躍加速のための重点方針 2016」及び「同 2017」

(旧姓の通称としての使用の拡大)

女性活躍加速のための重点方針 2016 (抜粋)

平成 28 年 5 月 20 日
すべての女性が輝く社会づくり本部決定

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

- ① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。
また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。
さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。

女性活躍加速のための重点方針 2017 (抜粋)

平成 29 年 6 月 6 日
すべての女性が輝く社会づくり本部決定

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

① マイナンバーカード等への旧姓併記の推進

住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成 30 年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。

② 旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討

旅券について、平成 31 年度を目途に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、引き続き必要な検討を行う。

③ 銀行口座等の旧姓使用

銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行う。